

平成23年度全国食品衛生主管課長會議資料
(重点事項)

平成24年2月22日(水)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)

■食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況：108,799件、うち暫定規制値超過1,148件) (2月15日時点)

■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、
同一ロットの食品を回収、廃棄 (23年3月19日～)

■食品の出荷制限 【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を
踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限
等を指示 (23年3月21日～)

■食品の出荷制限等の解除 【原子力災害対策本部】

解除の条件 (放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、
すべて暫定規制値以下

<食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

<出荷制限の対象となっている食品 (2月15日時点) >

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くさそてつ(ごごみ)、ウメ、ユズ、 クリ、キウイフルーツ、米(平成23年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、 アユ(養殖を除く。)、イノシシ肉、クマ肉等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域)原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶 (全域)イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域)茶、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 原木シイタケ(露地・施設栽培) (全域)牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、茶
神奈川県	(一部地域)茶
群馬県	(一部地域)茶
宮城県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、(全域)牛肉 注)
岩手県	(全域)牛肉 注)

注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

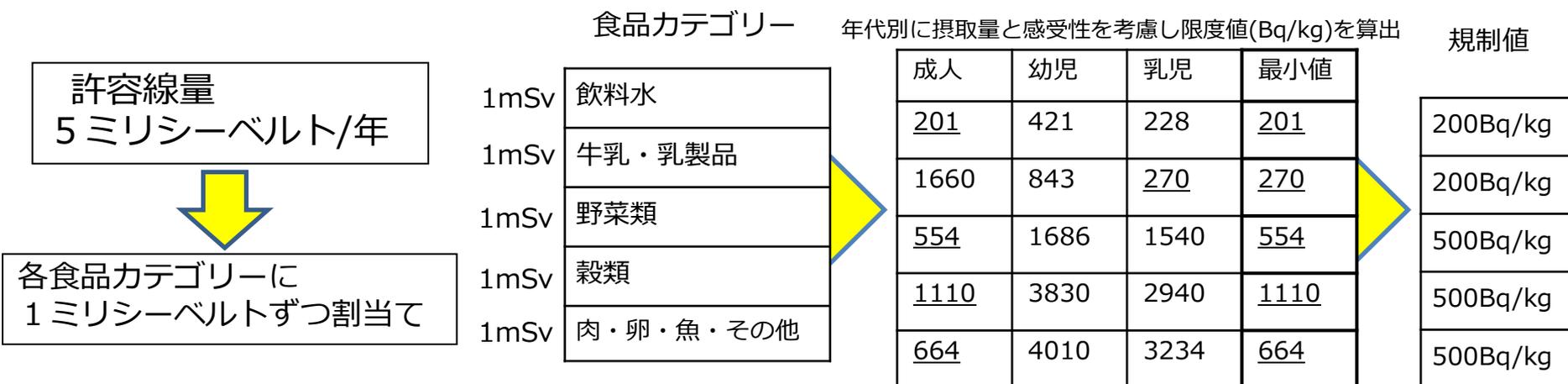
食品の暫定規制値の考え方等について

○食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値については、原子力安全委員会が、原子力発電所事故等を想定した「原子力施設等の防災対策について」の中で示している「飲食物摂取制限に関する指標」に沿って、以下の考え方により設定されている。

- ①食品からの被ばくに対する年間の許容線量を放射性セシウムについては、5 mSvと設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。
- ②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値 (Bq/kg)を算出。

※成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。

例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法



■食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 年間1ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容（新基準値は平成24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用。）

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位：ベクレル/kg）

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none">①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が多い②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	<ul style="list-style-type: none">○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none">○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	<ul style="list-style-type: none">○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	<ul style="list-style-type: none">①子どもの摂取量が特に多い②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	<ul style="list-style-type: none">○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none">①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能②国民にとって、分かりやすい規制③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	<ul style="list-style-type: none">○上記以外の食品

■ 規制対象とする放射性核種の考え方について①

● 規制の対象とする核種

規制の対象は、福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）とする。

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定しない。

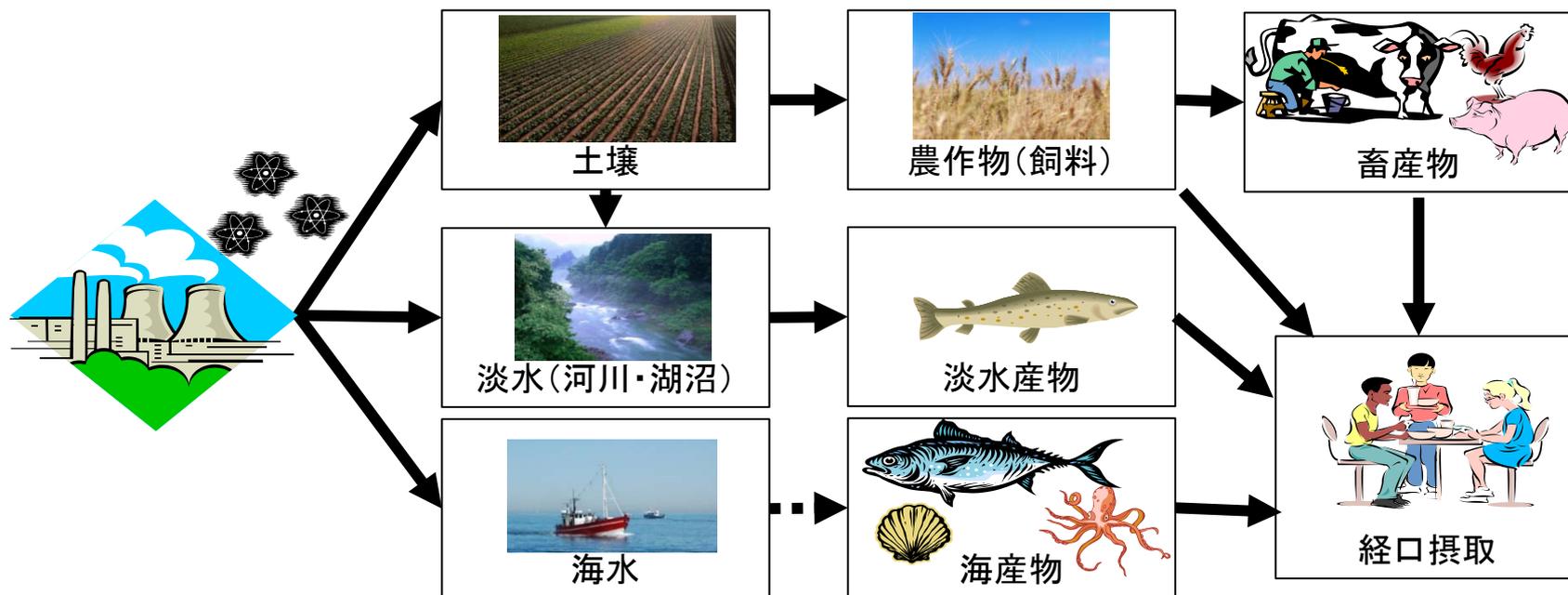
規制対象核種	(物理的)半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ストロンチウム90	29年
プルトニウム	14年～
ルテニウム106	367日

■ 規制対象とする放射性核種の考え方について②

● 基準値設定の考え方

放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は、測定に時間がかかるため、移行経路ごとに各放射性核種の移行濃度を解析し、産物・年齢区分に応じた放射性セシウムの寄与率を算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

※放射性セシウム以外の核種の線量は、例えば19歳以上で約12%。



「一般食品」の基準値の考え方

年齢区分別の摂取量と換算係数を考慮し限度値を算出

介入線量レベル
1 mSv/年

飲料水の線量を引く

一般食品に割り当てる
線量を決定

年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

基準値

100 Bq/kg

全ての年齢区分の限度値のうち
最も厳しい値から基準値を決定

＜「飲料水」の線量 = 飲料水の基準値(Bq/kg) × 年齢区分別の飲料水の摂取量 × 年齢区分別の線量係数＞

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル（1 mSv/年）から、「飲料水」の線量（約0.1 mSv/年）を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- この線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。
- すべての年齢区分における限度値のうち、最も厳しい（小さい）値から全年齢の基準値を決定することでどの年齢の方にとっても考慮された基準値とする。

「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー	含まれる食品の範囲
<p>●健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</p>	<p>■ 乳児用調製粉乳</p> 
<p>●乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</p> <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。</p> <p>※現在、消費者庁において乳児用食品の表示基準設定を検討している。</p>	<div data-bbox="620 591 1224 811"> <p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳</p> <p>フォローアップミルク等の粉ミルクを含む</p>  </div> <div data-bbox="620 839 1224 1059"> <p>■ 乳幼児用食品</p> <p>おやつ等</p>  </div> <div data-bbox="620 1088 1224 1308"> <p>■ ベビーフード</p>  </div> <div data-bbox="1271 591 1856 945"> <p>■ 乳幼児向け飲料</p> <p>飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用</p>  </div> <div data-bbox="1271 973 1856 1308"> <p>■ その他</p> <p>服薬補助ゼリー、栄養食品等</p>  </div>

「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」 「牛乳」の基準値について

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。



- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である**50 Bq/kg**を基準値とする。

■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

● 基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

注) のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない**。茶は、製造、加工後、**飲む状態**で飲料水の基準値を、**米ぬかや菜種などを原料とする油は油**で一般食品の基準値を適用する。

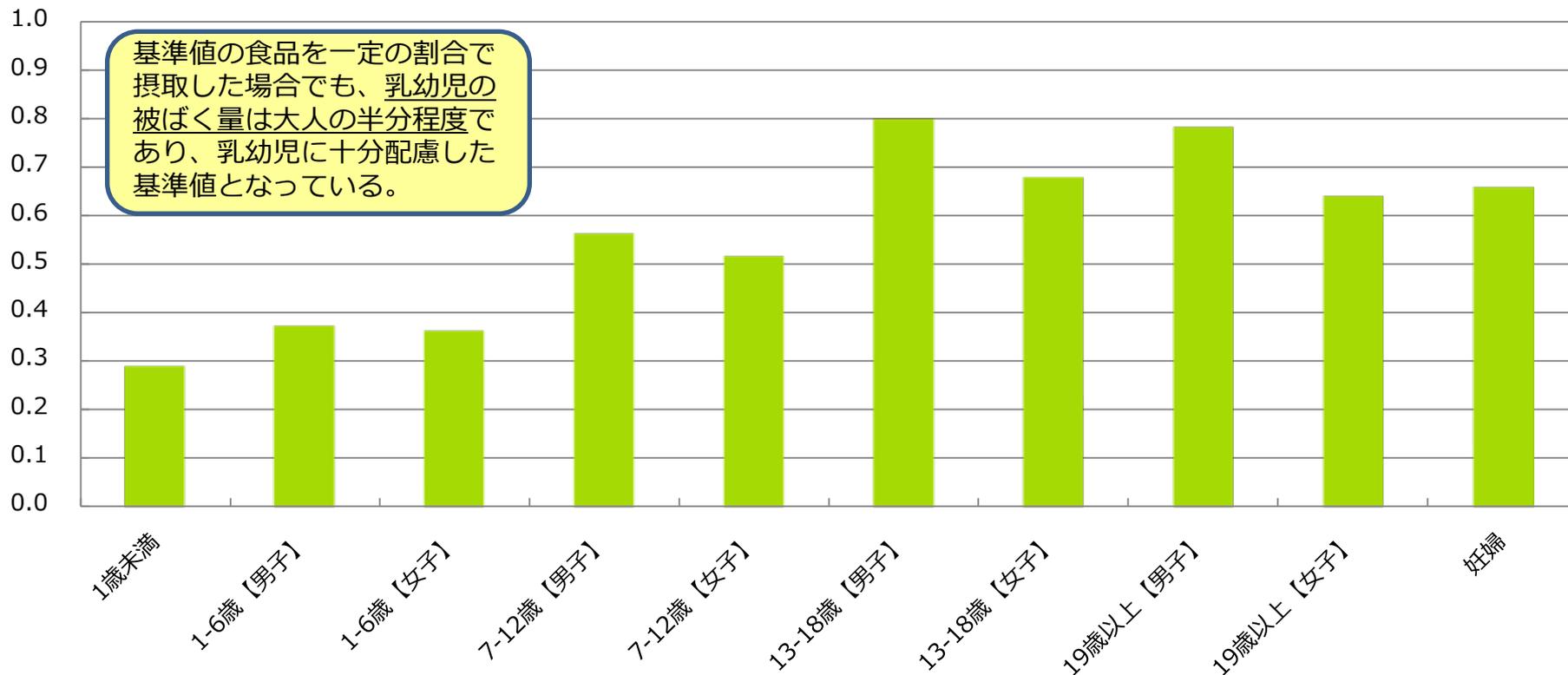
経過措置の設定について

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。



■ 基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)



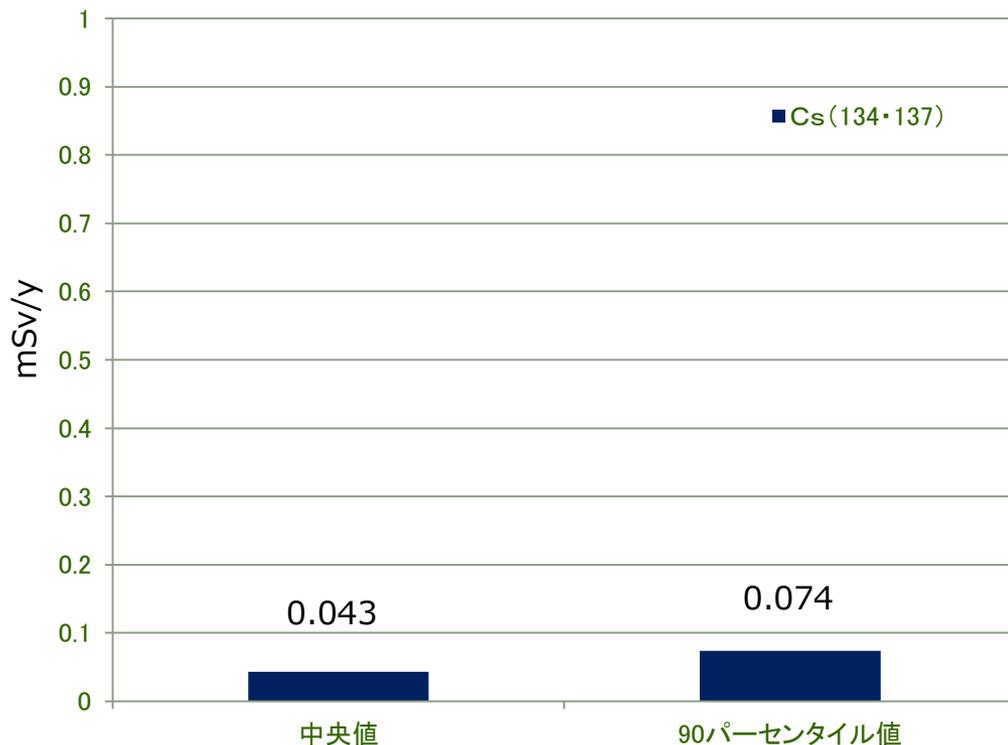
基準値の食品を一定の割合で摂取した場合でも、乳幼児の被ばく量は大人の半分程度であり、乳幼児に十分配慮した基準値となっている。

- 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%として、「一般食品」は汚染割合50%として算出

食品からの放射性物質の摂取量推計

○新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計



○平成23年8月1日から平成23年11月16日に厚生労働省から公表された食品中の放射性物質のモニタリングデータを用いた推計

○新しい基準値の下での実際の被ばく線量は、中央値濃度もしくは、90パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたと仮定した場合、介入線量レベルの年間1ミリシーベルトに対し、小さな値になると推計される。

※推計では、不検出 (ND) のデータはCs-134, Cs-137とも検出限界として示されている値を集計に使用。

示されていない場合は、放射性セシウムとして20 Bq/kgを超えた検出限界となっているものは20 Bq/kgを使用。

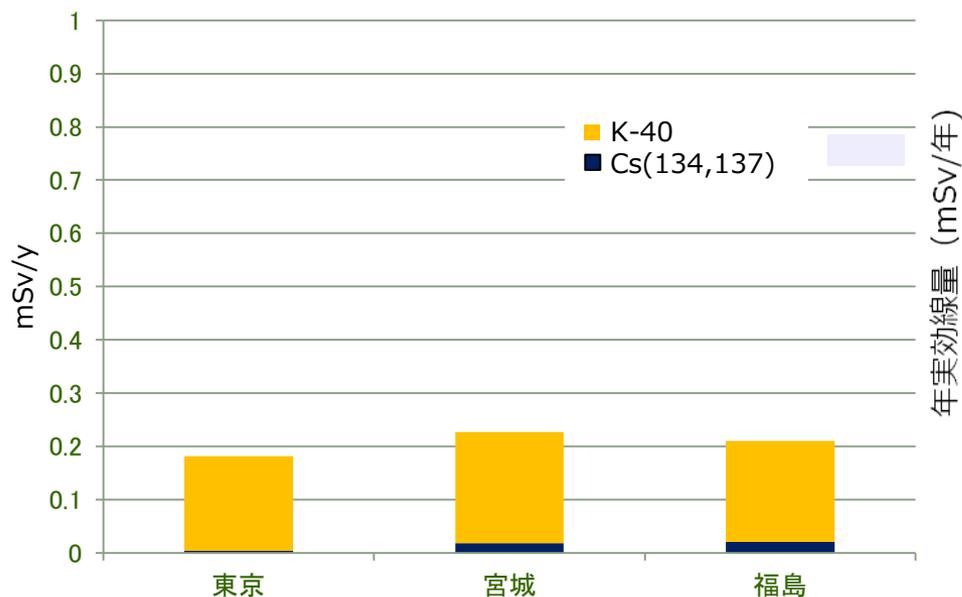
また、WHOのGEMS/foodの考え方を参考に、食品群のうち、NDが60%以上80%未満であった食品群ではNDの半分の値、NDが80%以上であった食品群ではNDの4分の1の値を集計に使用。

※推計値は放射性セシウムからの被ばく線量のみであり、実際の被ばく線量としては、この他に、放射性セシウム以外の核種からの被ばく線量加わる。

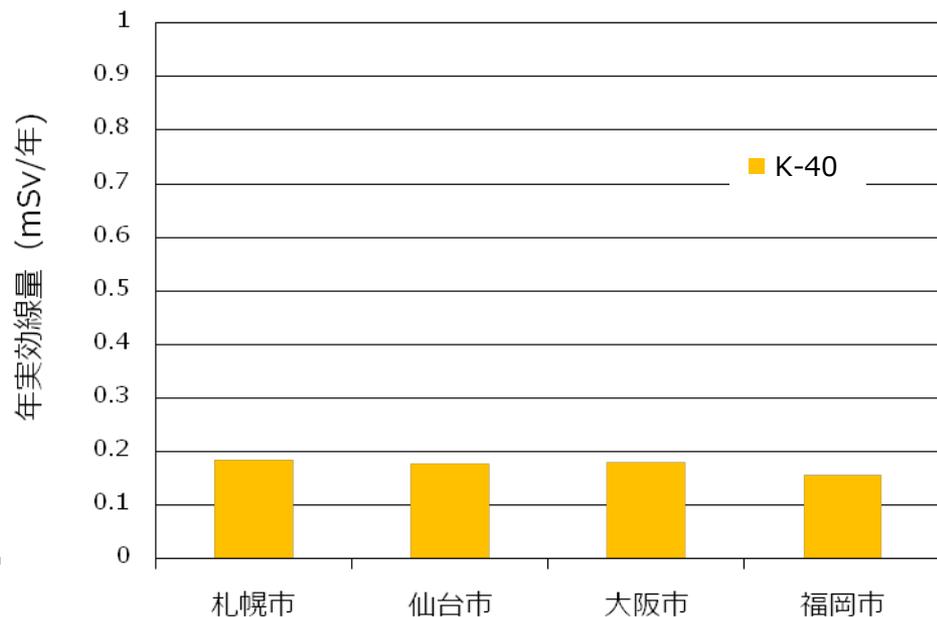
食品からの放射性物質の摂取量推計

○東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を購入して調査した結果では、食品からの放射性セシウム（Cs）の摂取量は、年間0.002～0.02ミリシーベルト程度であり、自然界に存在する放射性カリウム（K）の摂取量（0.2ミリシーベルト程度）と比べて、非常に小さい値。

○食品からの放射性物質の年間摂取量の推定について



○食品からの天然放射性核種による年実効線量（平成20年度）



○平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。
なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。

○購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質（I-131、Cs-134、Cs-137及びK-40）を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量（mSv/man/year）を計算。

モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)										
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	※2	0/2 (0%)	※2	-/- (-) ※1	※2	42/301 (14%)	※2	29/187 (15.5%)	※2	121/1755 (6.9%)	※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	671/2724 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	610/5780 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	218/3347 (6.5%)	121/14536 (0.8%)	768/14349 (5.4%)	179/34159 (0.5%)	408/32404 (1.3%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 新基準値（案）において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値（案）において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。

食品中の放射性物質に関する規制値の見直しに係るスケジュール見込

○ 厚生労働省から食品中の放射性物質の暫定規制値を通知(平成23年3月17日)

○ 厚生労働大臣から、食品安全委員会に放射性物質の食品健康影響評価を要請(3月20日)

○ 食品安全委員会の食品健康影響評価書の厚生労働大臣への答申(10月27日)

○ 小宮山厚生労働大臣が、閣僚懇談会で、今後の基本的方針について発言(10月28日)

○ 厚生労働大臣から厚生労働省の薬事・食品衛生審議会への諮問。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・放射性物質対策部会合同会議において今後の論点を整理(10月31日)

○ 放射性物質対策部会において、新しい基準値について議論(11月24日)

○ 放射性物質対策部会において、基準値案を作成(12月22日)

○ 厚生労働大臣から放射線審議会(文部科学省)への諮問・答申(12月27日諮問、2月16日答申)

○ パブリックコメントの実施(平成24年1月6日～2月4日)、WTOへの通報(1月17日～2月10日)、リスクコミュニケーションの実施(1月16日～2月28日)等

○ 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会からの答申

○ 基準値の告示の公布(3月上旬予定)

○ 基準値の施行(4月1日予定)

■ 今後の取組

4月からの新たな基準値の施行に向けて、以下の取組を実施。

- 新たな基準値の内容等について、7都府県で リスクコミュニケーションを実施するとともに、政府広報を活用した広報を実施。
[東京(1/16),福島(1/24),福岡(1/31),宮城(2/6),岩手(2/10),愛知(2/20),大阪(2/28)]
- 新たな基準値の下で円滑に検査が実施されるよう、厚生労働省においても新たに機器整備に関する財政的な支援措置を実施するなど、引き続き、地方自治体の検査の支援を推進。
- 新たな基準値の施行、これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、近日中に食品中のモニタリング検査のガイドラインの見直しを実施する予定であり、スクリーニング検査の技術的要件の見直しについても、パブリックコメントを実施したところ。
- また、新たな基準値の施行後も、トータルダイエットスタディ等により食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値について継続的に検証を行う。

- 新たな基準値の施行に先立ち、都道府県や市町村の広報紙などを活用し、その内容や考え方等について、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知を実施していただきたい。
- 引き続き効果的・効率的な検査が実施されるよう、機器整備の検討や検査計画の策定を進めていただきたい。

■ 牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

1. 原因 (病原体)

異常プリオンたん白質 (たん白質の一種)

2. 感受性動物

牛、水牛

3. 症状

長い潜伏期間 (3~7年程度) の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

4. 診断法

脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。
生前診断法はない。

5. 感染経路

BSE感染牛を原料とした肉骨粉^(注)を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。

→ BSE発生防止には飼料規制が重要。

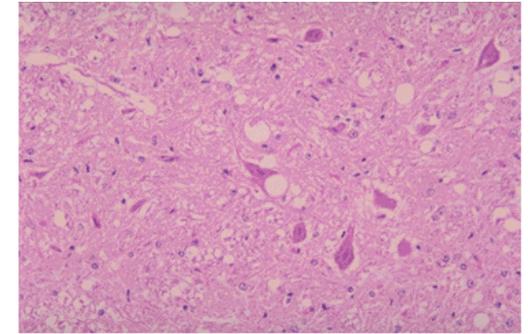
(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。

BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) は、BSEの異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成23年(2011年)1月までに、vCJD患者数は世界全体で222人(うち英国174人)。

Photo: BSE罹患牛の延髄 (脳の一部)



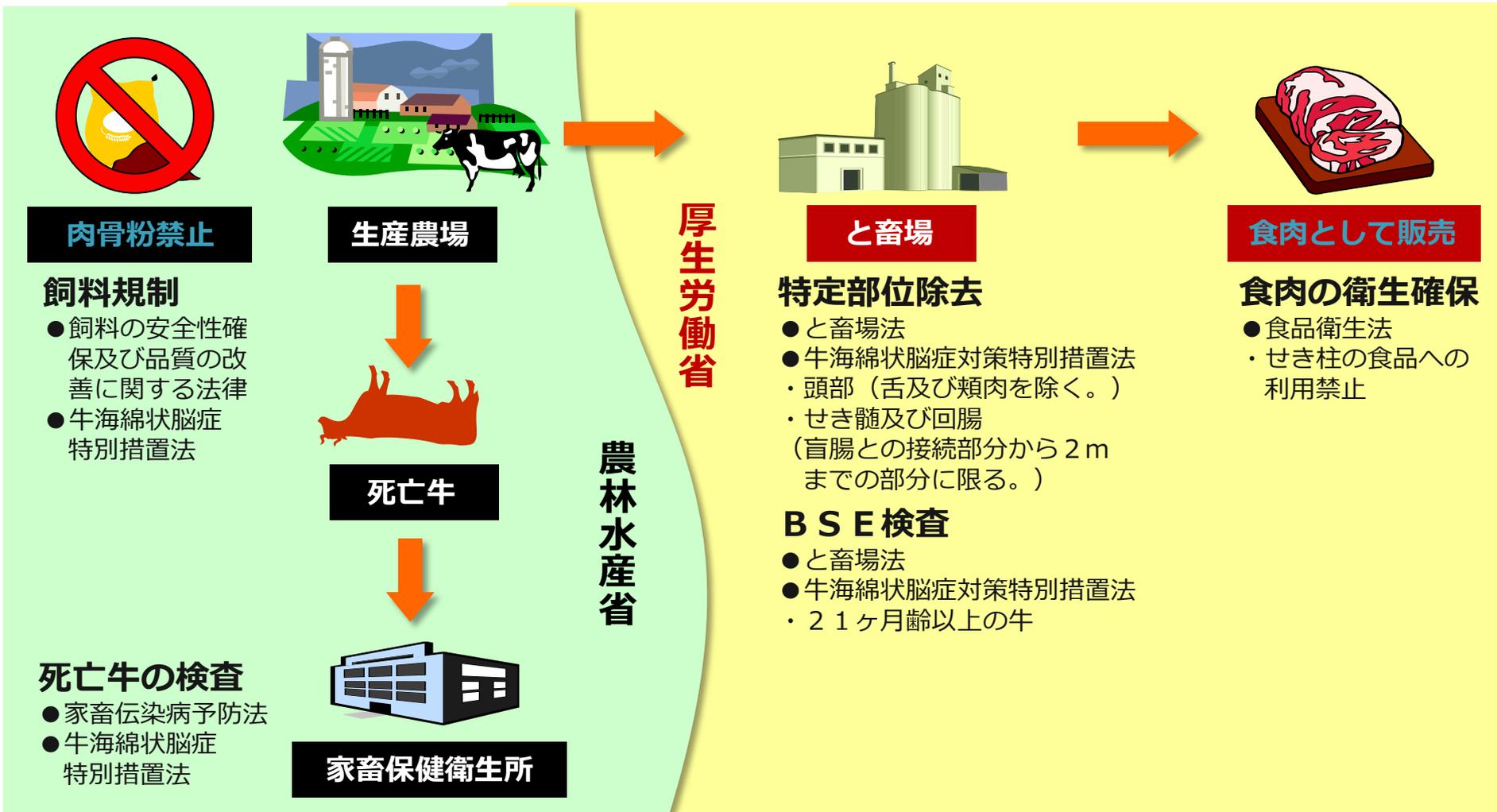
(x200)

神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

〔出典：独立行政法人農業・食品産業
技術総合研究機構動物衛生研究所HP〕

国内BSE対策の概要

● 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

■ 国産牛のBSE対策の経緯

平成13年 (2001)

- ・ 9月10日 国内において1頭目のBSE感染牛確認（農）
- ・ 10月4日 肉骨粉飼料完全禁止（農）
- ・ 10月18日～ と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査（厚）
特定部位（全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、扁桃及び回腸遠位部）の除去、焼却の義務づけ（厚）

平成14年 (2002)

- ・ 6月14日 牛海綿状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）

平成16年 (2004)

- ・ 2月16日～ BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚）
- ・ 2月 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始（食安委）
- ・ 9月9日 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表（食安委）
 - ・ 特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。
 - ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等
- ・ 10月15日 全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農）
 - ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等

平成17年 (2005)

- ・ 5月6日 食品安全委員会から答申（厚、農）
- ・ 7月1日 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚）
 - ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上
- ・ 8月1日 改正省令の施行（厚）
 - ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。

平成21年 (2009)

- ・ 4月1日～ と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング^(注)を禁止（厚）
(注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。
- ・ 5月26日 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

平成23年 (2011)

- ・ 12月19日 BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問（厚）

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、112機関、と畜検査員2,378人（平成23年（2011年）3月末）

BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

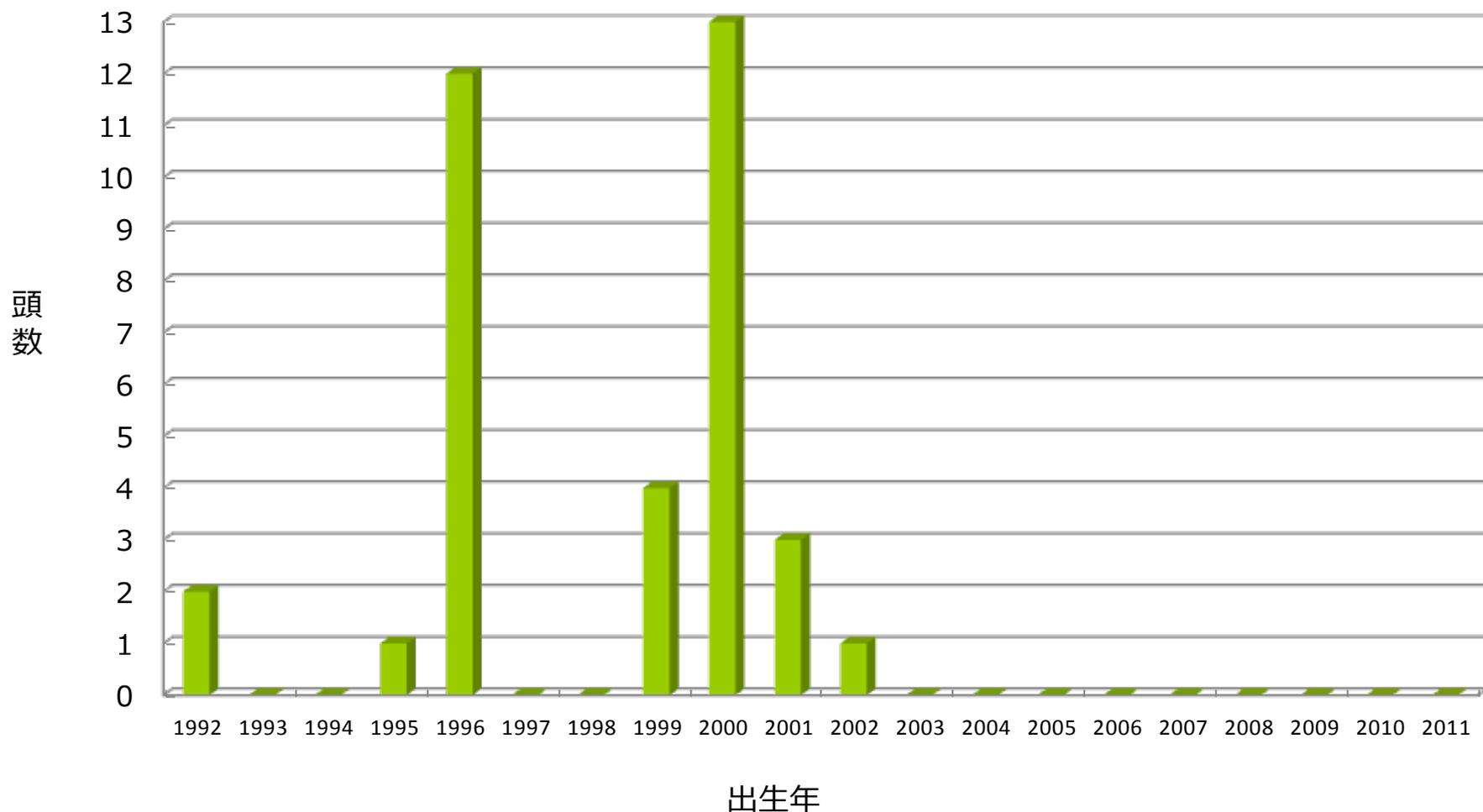
	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数 ^(注) (平成22年(2010年)3月31日現在)					確認時の月齢	
		<21	21-40	41-60	61-80	>80		
平成13年度(2001)	523,591	3(2)				3(2)		
平成14年度(2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)	
平成15年度(2003)	1,252,630	4(3)		2(2)				2(1)
平成16年度(2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)		3(2)
平成17年度(2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)		2(2)
平成18年度(2006)	1,218,285	8(3)				7(2)		1(1)
平成19年度(2007)	1,228,256	3(1)						3(1)
平成20年度(2008)	1,241,752	1						1
平成21年度(2009)	1,232,496	0						
平成22年度(2010)	1,216,519	0						
平成23年度(2011)12月末まで	900,123	0						
合計	12,565,335	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)		14(9)

(注) ()はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認

(注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。

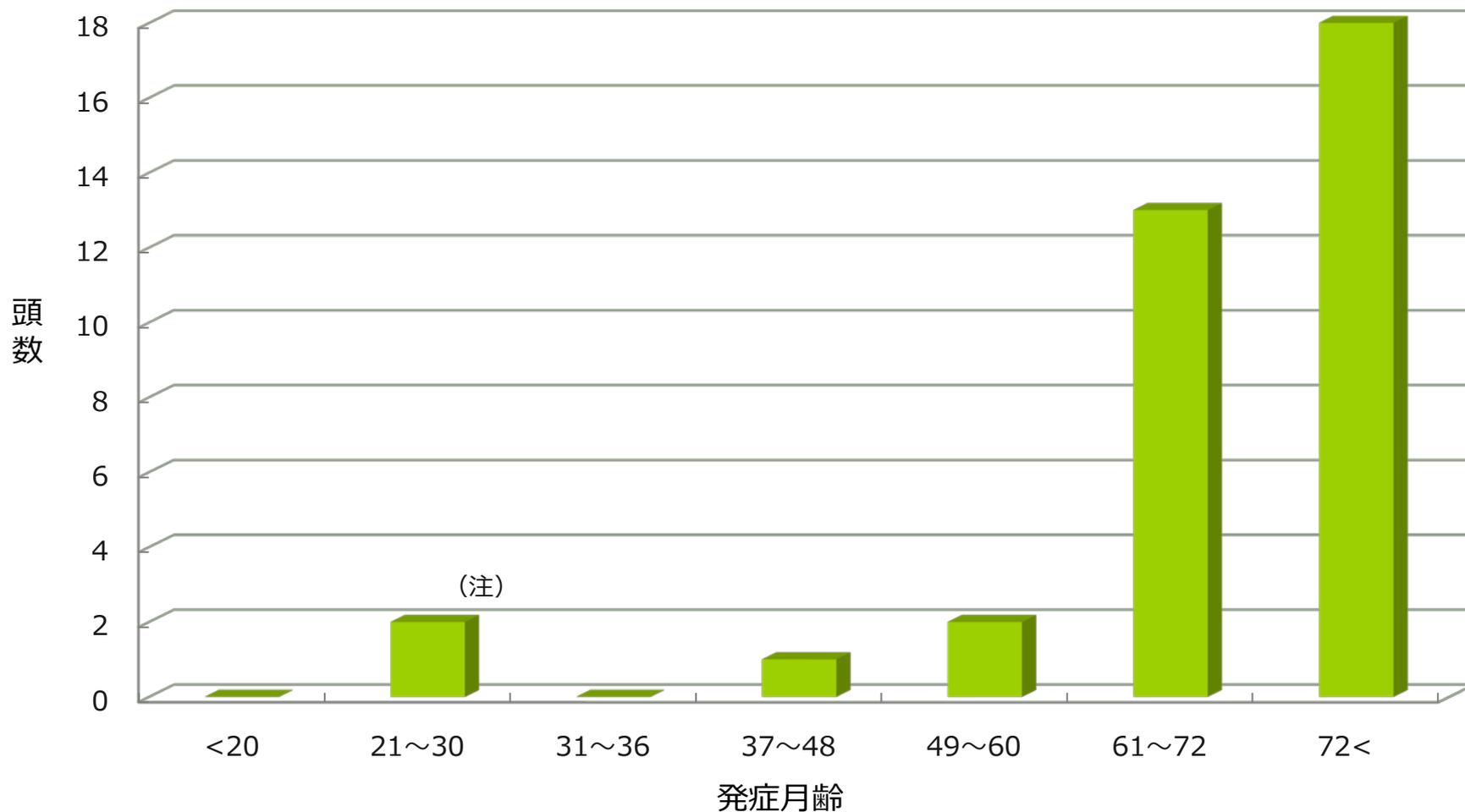
国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

- 飼料規制等の国内対策の結果、平成15年（2003年）以降に出生した牛からはBSE陽性牛は、確認されていない。



国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布

●一般的に、BSEは、高月齢で発症する。



(注) 30ヶ月齢以下で感染が確認された2頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において感染性は確認できなかった。
(厚生労働科学研究食品の安心・安全確保推進研究事業「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」)

■ 輸入牛のBSE対策の経緯

平成8年 (1996)

- ・ 3月25日
- ・ 3月26日

欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成12年 (2000)

- ・ 12月22日

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成13年 (2001)

- ・ 2月15日

BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

平成15年 (2003)

- ・ 5月21日
- ・ 12月24日

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止

米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

平成17年 (2005)

- ・ 5月24日
- ・ 12月8日
- ・ 12月12日

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問

食品安全委員会の答申

米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開

- ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
- ・ 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去

(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)

平成19年 (2007)

- ・ 5月20日
～25日
- ・ 6月1日
- ・ 6月20日

OIE総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定)

カナダ側から輸入条件見直し協議の要請

米国側から輸入条件見直し協議の要請

【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

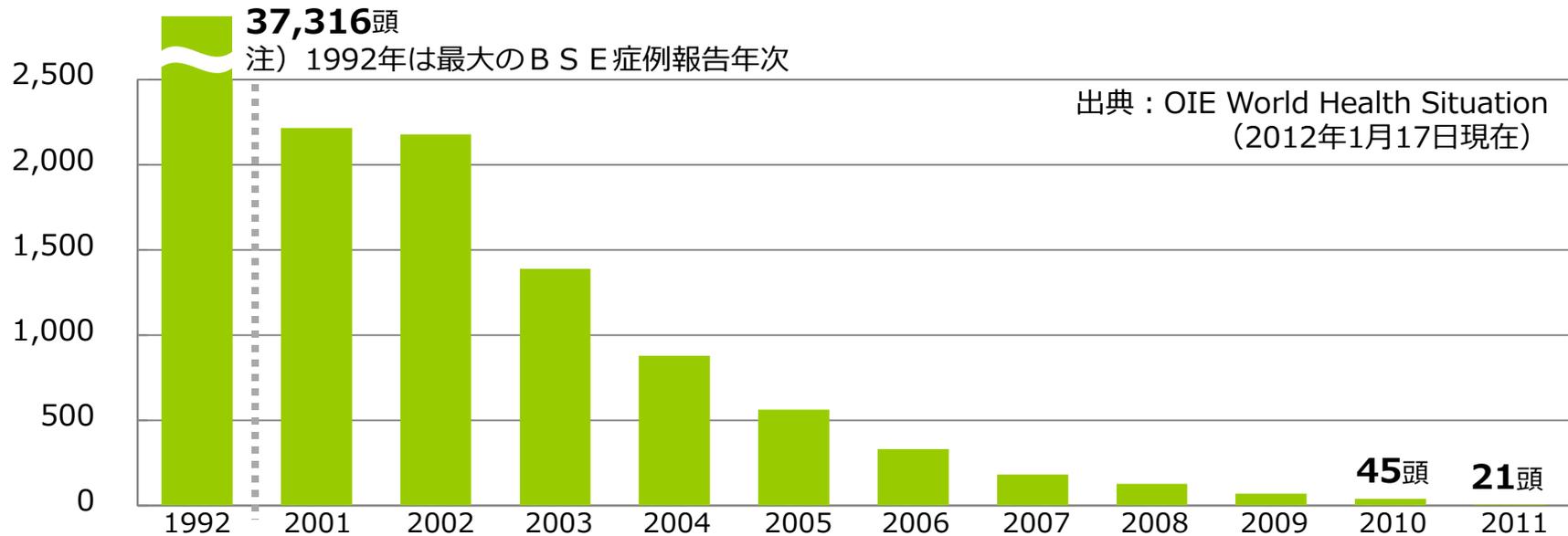
平成23年 (2011)

- ・ 12月19日

BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問(厚)

世界のBSE発生件数の推移

頭数



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	21	190,614
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	16	5,940
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(1)	(1018)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	20 ^(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

単位：頭

■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
<p>無視できるリスクの国 (注1)</p> <p>オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク等15ヶ国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること</p>
<p>管理されたリスクの国</p> <p>日本(注2)、米国、カナダ、フランス、オランダ等32ヶ国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>
<p>不明のリスクの国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等

(注2) 平成25年(2013年)2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し

■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで 1200万頭程度実施	—	—	72ヶ月齢超* ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等 これまで 78万頭程度実施	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛 ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) B S E の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めているない。

■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準  (管理されたリスク国)
頭部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 (注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁 桃		全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

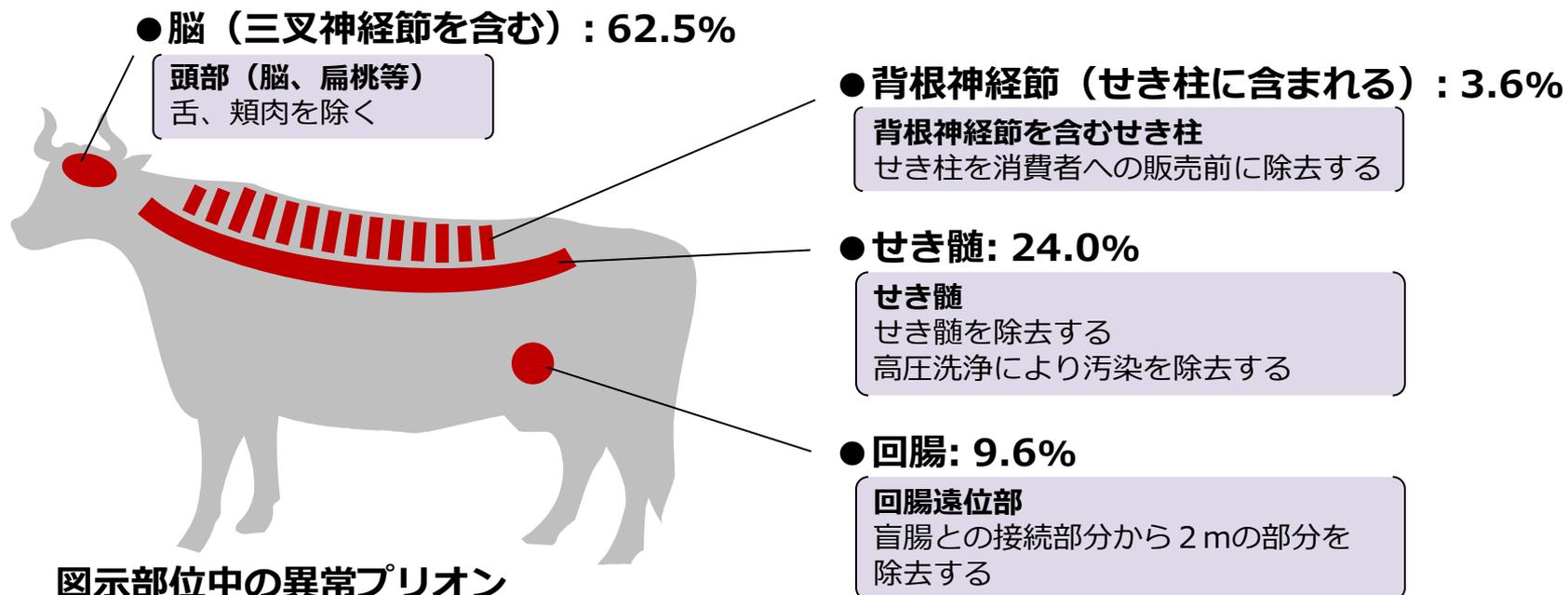
(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

■ 特定危険部位 (SRM: Specified Risk Material)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位 (SRM) と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策
- 我が国では、全月齢の頭部 (舌、頬肉を除く)、せき柱、せき髄、回腸遠位部 (盲腸との接続部分から2m) をSRMに指定

< BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位 >

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート (2004年)」



図示部位中の異常プリオン
たん白質の分布割合の合計 : 99.7%

[] : 我が国のSRM

飼料規制

- 米国・・・30ヶ月齢以上の牛の脳・せき髄のすべての飼料への利用禁止（2009年）
- カナダ・・・SRMのすべての飼料への利用禁止（2007年）

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU (オランダ・フランス)  	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用は、以前は認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について

- ・ BSE対策については、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

○食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問の概要

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置（米国、カナダ、フランス及びオランダ）

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値（上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。

○ SRMの除去及び焼却が確実に実施されるよう、引き続き、農林水産担当部局と連携し、と畜場に対する監視指導を適切に実施していただきたい。

○ 対日輸出条件に違反する輸入牛肉が発見された場合には、引き続き、輸入者等関係事業者に対する指導や厚生労働省に対する連絡をお願いしたい。

○ BSE対策の再評価の必要性、食品安全委員会での審議内容、食品安全委員会の答申に基づくリスク管理措置の見直し等について、広報誌等を活用した消費者、事業者等への適切な情報提供や、リスクコミュニケーションを実施していただきたい。

（参考資料1）我が国の牛肉輸入量の推移について

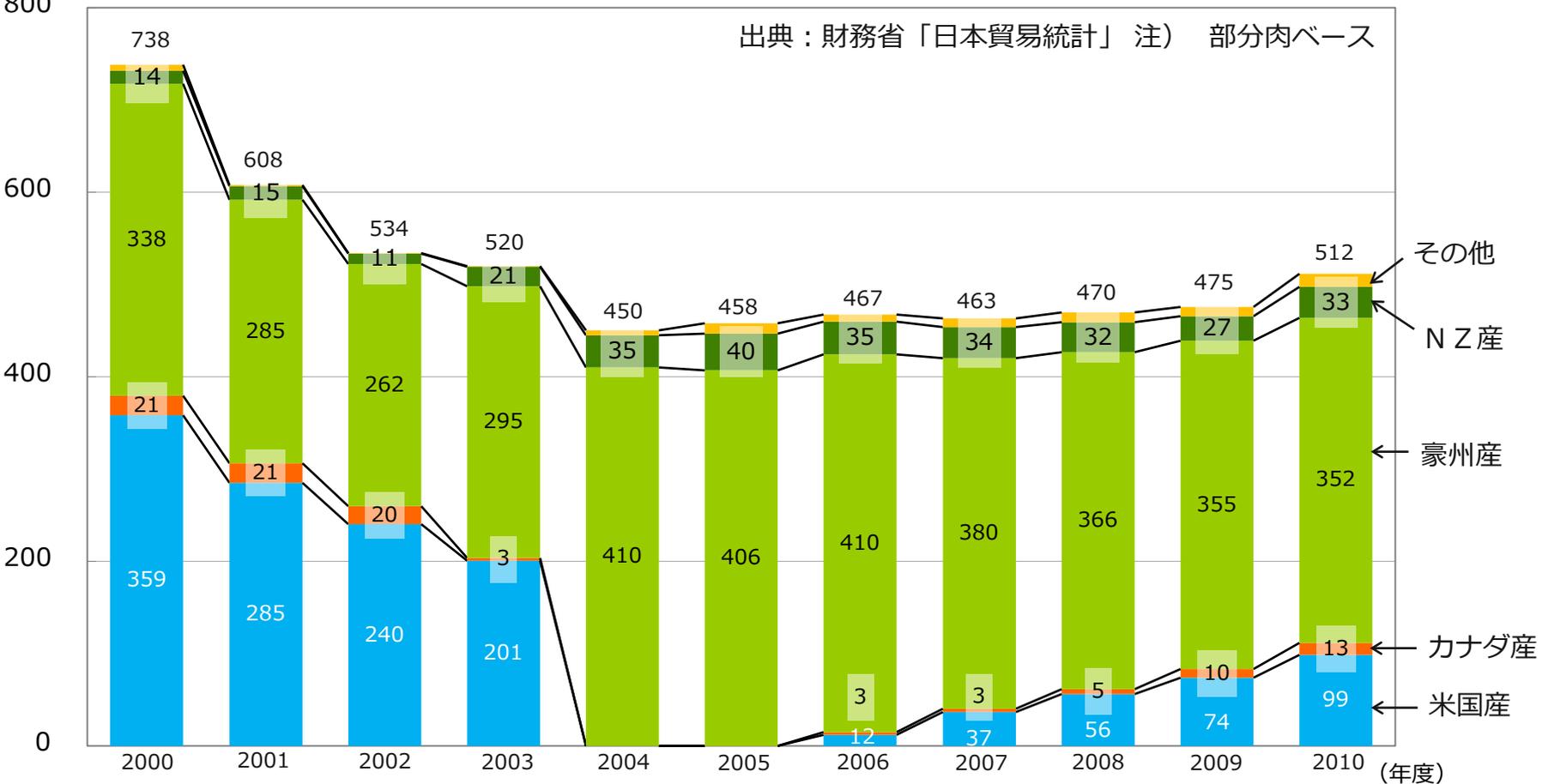
●米国産等の牛肉の輸入制限の結果

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量が増加

●米国産等の牛肉の輸入再開後

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量は減少傾向が見られる。

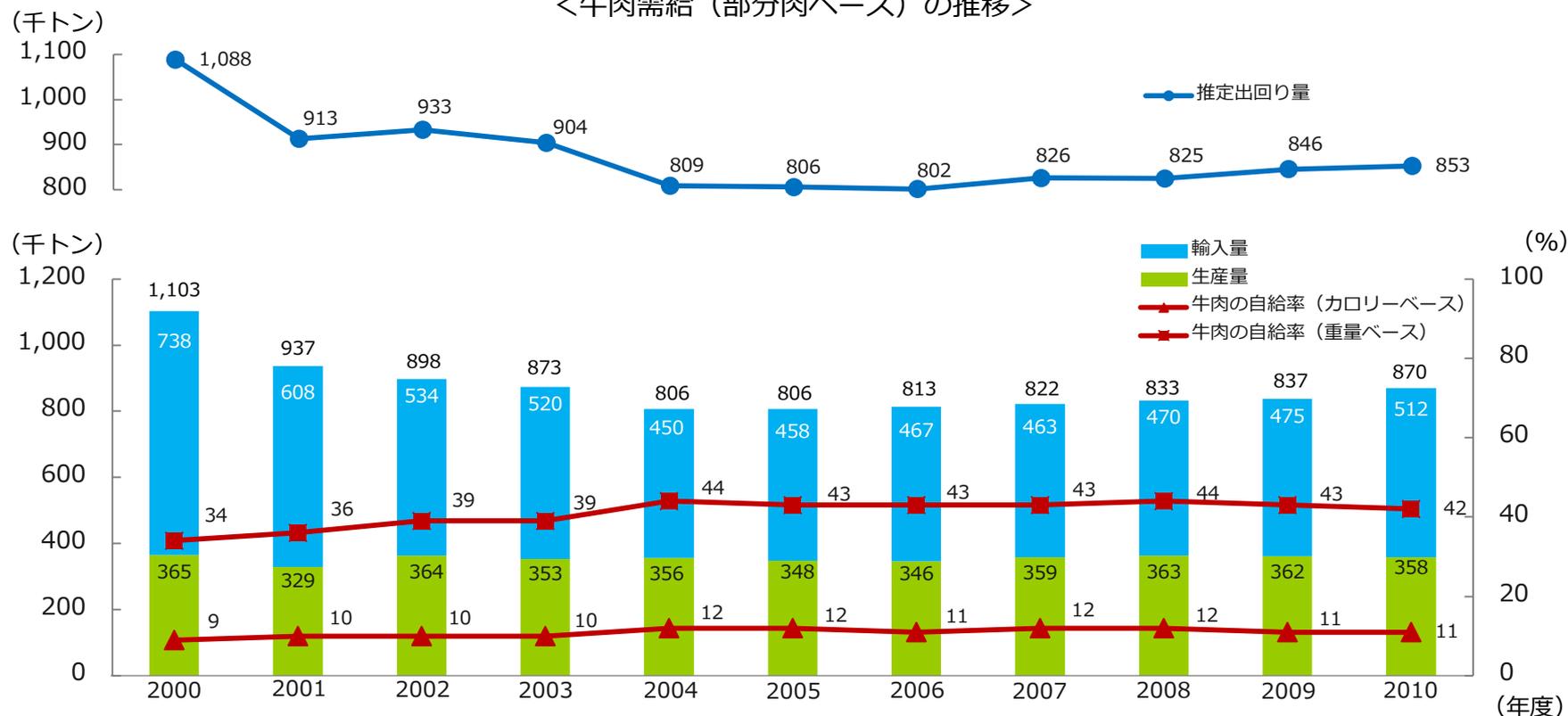
(千トン)



（参考資料2）牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量（推定出回り量）は、我が国や米国でのBSEの発生後大幅に低下して推移し、特に輸入量が減少
- 国内生産量は35万トン前後で推移
- この結果、牛肉の自給率（重量ベース）は、40%をやや上回る水準で推移

＜牛肉需給（部分肉ベース）の推移＞



出典：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」、（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
 注）推定出回り量 = 生産量 + 輸入量 + 前年度在庫量 - 当年度在庫量

■（参考資料3）食品安全規制に係る国際条約及び国内法

●食品の安全規制は、国際条約及び国内法において最新の科学的知見に基づくこと等が求められている。

1. 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

第2条 基本的な権利及び義務

- 2 **加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。**

第3条 措置の調和

- 1 **加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。**

2. 食品安全基本法第5条

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（参考資料4）原発事故後の諸外国の輸入制限

- 原発事故後、中国、EUをはじめ諸外国は日本からの食品の輸入を制限している。
- こうした国に科学的知見に基づく対応を求めていく上でも、BSE対策について最新の科学的知見に基づく再評価を行うことは必要

	輸入停止	検査証明書を要求	産地証明書を要求	その他
中国 	10都県 （注1）の 全ての食品、飼料	10都県以外 の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等	10都県以外 の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等 その他の食品、飼料	● 水産物については、産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求
EU 	—	12都県 （注2）の 全ての食品	12都県 の 全ての食品	● 輸入国でのサンプル検査

（注1）福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉

（注2）福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡

出典：農林水産省「諸外国・地域の規制措置（12月1日現在）」

その他の国を含めた輸入制限の状況

- 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求：9ヶ国（中国、韓国等）
- 日本のすべての食品につき証明書を要求：43ヶ国（EU、インドネシア、タイ、マレーシア、ブラジル等）
- 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：9ヶ国（米国、シンガポール、香港、マカオ、台湾等）
- 検査強化：8ヶ国（インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド等）

生食用食肉等の監視指導の徹底について

○平成23年4月、飲食チェーン店で腸管出血性大腸菌による食中毒事件が発生。

○従来の衛生基準に強制力がなく、事業者において十分に遵守されていない。

➡ 生食用食肉(牛肉)の規格基準を策定し、昨年10月より施行。

昨年12月までの監視結果で94%の施設が不適合。

- ・腸内細菌科菌群が陰性であることの記録が確認できない施設(99.0%)
- ・区分された専用の設備で加工されていない施設(100%)
- ・肉塊の加熱等が適切に行われていない施設(96.2%)
- ・生食用食肉取扱者が加工等していない施設(90.5%) 等

○薬事・食品衛生審議会の審議を踏まえ、牛レバーについて調査の結果、牛レバーの内部から腸管出血性大腸菌を確認。

➡ 引き続き、薬事・食品衛生審議会で生食用牛レバーの取扱いについて審議。

➤規格基準の遵守

○これまでの監視結果、認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について監視・指導を徹底していただきたい。

○特に夜間営業の飲食店については、営業時間内の監視・指導を実施していただきたい。

○引き続き、飲食店営業を含め、規格基準の周知徹底を図っていただきたい。

○悪質な事案については、告発等、厳正な措置を講じていただきたい。

➤生食用牛レバーの指導の徹底

○制度上の取扱いが決まるまでの間、①関係事業者に対して、生食用として提供しないよう指導の徹底、②消費者に対して牛レバーを生で喫食せずに、中心部まで十分に加熱をして喫食するよう注意喚起を行っていただきたい。

➤その他

○生食用馬肉については、通知に基づく衛生基準により、監視・指導を実施していただきたい。

○他の肉や内臓については、内部まで十分加熱するよう注意喚起していただきたい。